

## 福島県指定保育士養成施設指定事務実施要綱

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。)第 18 条の 6 第 1 号の規定に基づく指定保育士養成施設の指定事務の手続については、児童福祉法施行令(昭和 22 年政令第 74 号。)、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号。)、福島県児童福祉法施行細則(昭和 27 年福島県規則第 22 号。以下「細則」という。)及び関係通知によるほか、必要事項を本実施要綱に定めるものとする。

### 第 1 申請手続き

#### 1 新規指定申請

細則第 1 条の 2 に定める申請は、次のとおりとする。

##### (1) 設置計画書の提出

指定保育士養成施設は、授業を開始しようとする日の 1 年前までに、様式第 1 号の設置計画書を添付書類を添えて、子育て支援課に提出するものとする。

##### (2) 指定申請書の提出

指定保育士養成施設は、授業を開始しようとする 6 ヶ月前までに、様式第 2 号の指定申請書を添付書類を添えて、子育て支援課に提出するものとする。

#### 2 学生定員増に係る変更申請

細則第 1 条の 3 に定める申請の内、学生定員増に係る申請は、次のとおりとする。

##### (1) 設置計画書の提出

指定保育士養成施設は、学則を変更しようとする日の 1 年前までに、様式第 3 号の設置計画書を添付書類を添えて、子育て支援課に提出するものとする。

##### (2) 変更申請書の提出

指定保育士養成施設は、学則を変更しようとする 6 ヶ月前までに、様式第 4 号の変更申請書を添付書類を添えて、子育て支援課に提出するものとする。

#### 3 学生定員減、修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成 13 年厚生労働省告示第 198 号に基づく必修科目及び選択必修科目に限る)に係る変更申請

細則第 1 条の 3 に定める申請の内、学生定員減、修業教科目及び単数並びに履修方法に係る申請は、次のとおりとする。

##### (1) 変更申請書の提出

指定保育士養成施設は、学則を変更しようとする 6 ヶ月前までに、様式第 5 号の変更申請書を添付書類を添えて、子育て支援課に提出するものとする。

#### 4 指定取消申請

細則第 1 条の 6 に定める申請は、次のとおりとする。

##### (1) 指定取消申請書の提出

指定保育士養成施設は、廃止しようとする 2 ヶ月前までに、様式第 6 号の指定取消申請書を添付書類を添えて、子育て支援課に提出するものとする。

## 第 2 届出手続き

細則第 1 条の 4 に定める届出は、次のとおりとする。

### 1 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地の変更届出

指定保育士養成施設は、設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地の変更のあった日から起算して 1 ヶ月以内に、様式第 7 号の届出書を添付書類を添えて、子育て支援課に提出するものとする。

### 2 指定保育士養成施設の名称及び位置の変更届出

指定保育士養成施設は、名称及び位置の変更のあった日から起算して 1 ヶ月以内に、様式第 8 号の届出書を添付書類を添えて、子育て支援課に提出するものとする。

### 3 学則(入所資格、修業年限、修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成 13 年度厚生労働省告示第 198 号に基づく教養科目に限る)、単位算定方法)の変更届出

指定保育士養成施設は、学則の変更のあった日から起算して 1 ヶ月以内に、様式第 9 号の届出書を添付書類を添えて、子育て支援課に提出するものとする。

### 4 建物その他施設の規模及び構造並びにその図面の変更届出

指定保育士養成施設は、建物その他の施設の規模及び構造並びにその図面の変更のあった日から起算して 1 ヶ月以内に、様式第 10 号の届出書を添付書類を添えて、子育て支援課に提出するものとする。

## 第 3 報告手続き

細則第 1 条の 5 に定める報告は、次のとおりとする。

### 1 前年度分の状況報告

指定保育士養成施設は、毎年度 6 月末までに、様式第 11 号の報告書を添付書類を添えて、子育て支援課に提出するものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 31 日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 7 日から施行する。